

漁業権行使規則

平成16年1月

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

1 栃木県那珂川漁業協同組合連合会漁業権行使規則

- 1 漁業権者の住所及び名称 〒321-06 那須郡黒羽町大字桜木沢1033番地
 栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号
 内共第1号及び内共第2号
- 3 行使規則施行の日
 平成6年1月1日
- 4 行使規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、この連合会の有する内共第1号及び内共第2号第5種共同漁業権（以下「漁業権」という）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 漁業権の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	徒手、手釣、竿釣（あゆの友釣以外の掛釣、空釣及び擬似おとり（あゆるアー）を除く、以下同じ）投網、四手網（間口2メートル未満のもの）にぎりすくい（ひかごさす網及び徒すくい網を含む。以下同じ）、やす突、たも網及び手網	組合員であること
	魚堰、やな及び四手網（間口2メートル以上5メートル未満）	3年以上組合員であること
さくらます・やまめ漁業、にじます漁業及びいわな漁業	徒手、手釣、竿釣、投網、たも網、にぎりすくい、やす突、手網及び四手網（間口2メートル未満のもの）	組合員であること
	やな及び四手網（間口2メートル以上5メートル未満）	3年以上組合員であること
こい漁業、にごい漁業及びふな漁業	徒手、手釣、竿釣、投網、たも網、にぎりすくい、やす突、おきばり、釜、手網及び四手網（間口2メートル未満のもの）	組合員であること
	さいたたき、やな、張網、いぐり網、かに釜（釜の中によび餌を入れてはならない。以下同じ）及び四手網（間口2メートル以上5メートル未満のもの）	3年以上組合員であること
うぐい漁業	徒手、手釣、竿釣、投網、四手網（間口2メートル未満のもの）、にぎりすくい、やす突、おきばり、釜、たも網及び手	組合員であること

			で本会が定めて 公示する期間
	か に 筈	全 区 域	9月1日から 11月30日まで
	や な	全 区 域	8月1日から 10月31日まで
	四手網（間口2メートル以上5メートル 未満のもの）	那珂川及び逆川	6月1日から 10月31日まで
かじか漁業	徒手、手釣、竿釣、にごりすくい、やす 突、おきばり、たも網、手網及び四手網 （間口2メートル未満のもの）	全 区 域	4月1日から 11月30日まで
	投 網	本会が定めて公示す る区域	本会が定めて公 示する期間
	や な	全 区 域	8月1日から 10月31日まで
	四手網（間口2メートル以上5メートル 未満）	那珂川及び逆川	6月1日から 10月31日まで
にじます漁業、 かわむつ漁業、 おいかわ漁業、 どじょう漁業、 なまず漁業、う なぎ漁業及びか に漁業	徒手、手釣、竿釣、にごりすくい、やす 突、おきばり、筈、たも網、手網及び四 手網（間口2メートル未満のもの）	全 区 域	1月1日から 12月31日まで
	や な	全 区 域	8月1日から 10月31日まで
	か に 筈	全 区 域	9月1日から 11月30日まで
	うなぎ筈	全 区 域	1月1日から 12月31日まで
	しまどじょう筈	全 区 域	1月1日から 12月31日まで
	四手網（間口2メートル以上5メートル 未満のもの）	那珂川及び逆川	6月1日から 10月31日まで

2 前項の各漁法の河川別統数を次のとおり定める。

（やなの規模 A……水口幅2メートル以上5メートル未満のもの

B……水口幅2メートル未満のもの）

河 川 名	漁 業 の 方 法	規 模	統 数
那 珂 川	や な	A	3
	瀬 付		180
	魚 堰		24
	か に 筈		60
	さいたたき		20
	四 手 網	間口2m以上5m未満 （但し定置のもの）	

逆	川	瀬	付		5	
		か	に	筈	5	
		四	手	網	間口2m以上5m未満 (但し定置のもの)	1
木	須	川	か	に	筈	5
荒	川	や	な	A	4	
		瀬	付		60	
		魚	堰		17	
		か	に	筈	10	
		さ	い	た	た	き
内		川	瀬	付	23	
宮		川	瀬	付	1	
中	山	川	か	に	筈	2
富	山	川	か	に	筈	3
武	茂	川	や	な	A	2
			や	な	B	1
			瀬	付		27
			か	に	筈	15
大	内	川	瀬	付	3	
			か	に	筈	3
権	津	川	か	に	筈	3
箒	川	や	な	A	4	
		瀬	付		105	
		魚	堰		3	
		か	に	筈	5	
		さ	い	た	た	き
卷		川	瀬	付	1	
蛇	尾	川	や	な	A	1
			瀬	付		23
鹿	島	川	瀬	付	1	
熊		川	瀬	付	1	
百	村	川	瀬	付	4	
松	葉	川	瀬	付	6	
湯	坂	川	や	な	A	1
			瀬	付		2
相	の	川	や	な	A	1
			瀬	付		4
余	笹	川	や	な	A	3
			瀬	付		31
			か	に	筈	3
			や	な	A	1

黒	川	瀬	付	17
		か	に	2

- 3 理事は、水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。
- 4 前項の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁法の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(当該漁業を行なう者の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を行なう者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
投 網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四 手 網	間口5メートル未満、網目こま9ミリメートルを超えるもの
た も 網	口径40センチメートル未満のもの、又は、方形の長辺の長さ50センチメートル未満のもの
さいたたき網	網目こま4センチメートルを越えた糸の太さ6号以上のもの
あ ゆ 友 釣	はりすの長さおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筌	かに筌 間口1メートル未満、高さ80センチメートル未満及び長さ2メートル未満 なまず、こい、ふな、にごい及びうぐいを採捕する筌 口径40センチメートル未満 うなぎ及びしまどじょうを採捕する筌 口径15センチメートル未満

2 次の各号に掲げる漁具又は漁法を使用してはならない。

- (1) 爆発物の使用
- (2) 水産動物をまひさせ、又は死なせる有毒物の使用
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干、瀬替漁法
- (5) う飼漁法
- (6) ガラス筌、箱筌、網筌その他これに類する漁法
- (7) う羽追い漁法
- (8) うなわびき漁法
- (9) ごろたびき漁法、その他これに類する漁法
- (10) 火光、その他、照明を利用してする漁法
- (11) 発射装置を利用する漁法
- (12) 建網漁法
- (13) 潜水器具を利用する漁法

- (14) 待網漁法
- (15) 刺網漁法
- (16) 地びき網漁法
- (17) 柴漬漁法
- (18) 石倉漁法
- (19) 替堀漁法
- (20) 原動機付船を使用する漁法
- (21) リール使用、又はこれに類する友釣漁法
- (22) 舟釣りのもやい網50メートル以上
- (23) 石打ち漁法
- (24) ころがし釣及びぐいしょ
- (25) 擬似おとり（あゆるアー）

（禁止期間及び区域）

第7条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法により、イ欄の区域においては、ウ欄の期間中漁業をしてはならない。

ア 漁具、漁法	イ 区 域	ウ 期 間
舟（舟に類するものを含む）を用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・内川 矢板市安沢赤淵堰から上流国道バイパス橋に至る区域 ・箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域 	1月1日から 12月31日まで
投 網	<ul style="list-style-type: none"> ・那珂川 湯津上村湯殿大橋から上流の区域 黒磯市新晩翠橋から上流の区域 新那珂橋から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域 ・逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域 茂木町檜山沢橋から上流300メートル下流200メートルの区域 ・坂井川 茂木町みその橋から下流の区域 ・荒川 喜連川町地内内川合流点から上流喜連川町野辺山堰に至る区域 喜連川町小入堰から上流の区域 ・内川 喜連川町八竜神堰から上流の区域 ・宮川 矢板市幸岡株木橋から上流の区域 ・武茂川 那珂川合流点から上流の区域 	1月1日から 12月31日まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箒川 那須郡小川町大字浄法寺柳林堤防境から上流百村川合流点に至る区域 塩原町高阿津堰から上流の区域 ・ 湯津上村片府田地先箒川合流点から上流の蛇尾川及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川） ・ 大田原市花園地先箒川合流点から上流の百村川及びその支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川） ・ 松葉川 黒羽町下高橋から下流那珂川合流点に至る区域 ・ 那須町下川下余笹橋から上流の余笹川及びその支流（四ツ川、苦戸川及び白戸川） ・ 那須町富岡大塩橋から上流の黒川及びその支流（板敷川） ・ 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の奈良川及びその支流（菖蒲川） ・ 三蔵川 那須町大秋津橋から上流の区域 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川 茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域 	1月1日から 12月31日までの 午前6時から 午後6時まで
やす突き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域 茂木町檜山沢橋から上流300メートル下流200メートルの区域 ・ 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域 	1月1日から 12月31日まで
全漁法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川 小川町地先三川又用水頭首工から上流50メートル、下流100メートルの区域 黒磯市板室板室ダム堰堤の上下流各100メートルの区域 黒磯市板室板室発電所放水口から下流100メートルの地点に至る区域 黒磯市百村深山ダム堰堤から下流1.4キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域 黒磯市百村深山ダム堰堤から上流深山橋に至る深山ダム湛水区域 黒磯市板室地内湯川合流点から上流400mの区域 ・ 武茂川 黒羽町大字雲巖寺三和橋から上流梅船橋に至る区域 	1月1日から 12月31日まで

	馬頭町大字大山田下郷大河内橋から上流石田橋の上流 420メートルの地点に至る区域 ・蛇尾川 町島橋から上流今泉大橋に至る区域 ・鍋有沢川 全区域 ・小蛇尾川 下部ダム下流400メートル地点から上流の下部調整池 に至る区域（調整地を含む）	
張網、さいたたき及びいぐり網	・那珂川 黒磯市新晩翠橋から上流の区域 ・荒川 南那須町藤田厚朴平滝から上流の区域 ・箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域	1月1日から 12月31日まで

（全長の制限）

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	全長 15センチメートル以下
う な ぎ	全長 25センチメートル以下
こ い	全長 20センチメートル以下

（漁業権管理費の負担）

第9条 漁業権の内容となっている漁業を営む為の承認を受ける組合員は、漁業権の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を本会に納付しなければならない。但し、5級以上の障害者手帳を所持する者は1/2相当額とする。

2. 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

（漁業の承認）

第10条 漁業権の内容となっている漁業を営む者で、次の表のア欄に掲げる漁業の方法で水産動物を採捕しようとする者はイ欄に掲げる期日までに様式1号により、会員組合を経由して本会に申請しその承認を受けなければならない。

ア 漁 業 の 方 法	イ 申 請 期 間
や な 漁 業	5月1日～6月20日
魚 堰 漁 業	5月1日～5月31日
か に 釜 漁 業	7月1日～7月20日

四 手 網 漁 業 (間口2m以上5m未満定置のもの)	5月1日～5月31日
やす突及びさいたたき漁業	9月1日～9月20日
うなぎ釜漁業及びしまじょう釜漁業	4月1日～6月30日
瀬 付 漁 業	1月5日～1月31日 烏山町、小川町、馬頭町、南那須町、市貝町及び高根沢町、茂木町、芳賀町、益子町及び真岡市地区内の組合員
	2月1日より2月20日まで 矢板市、喜連川町、塩原町、氏家町、大田原市、黒磯市、黒羽町、湯津上村、西那須野町及び那須町地区内の組合員

(違反者に対する措置)

第11条 漁業権の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及び、これに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該者に対し当該漁業を停止させることができる。

2 漁業権の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、本会は当該者に対して、過怠金を課すことができる。

(公示の方法)

第12条 この規則で必要な公示は、本会の事務所、会員組合事務所及びその支部事務所に掲示して行うものとする。

(雑 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は規約で定める。

(附 則)

この規則は平成6年1月1日から施行する。

(附 則)

この規則は平成12年3月31日から施行する。

(附 則)

この規則は平成15年5月30日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

漁業承認申請書

栃木県那珂川漁業協同組合連合会
会長

様

組合名

住所

氏名

印

下記の通り漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1. 漁業の名称

2. 漁業の区域

3. 漁獲物の種類

4. 操業の期間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日